

山田みやこの活動報告

令和4年6月1日(水)

校則改善勉強会(オンライン)に参加

「子どもの権利から考える校則の課題」
講師 村山 直氏(弁護士)

①千葉県弁護士会校則調査の概要

弁護士会は2020年3月県立高校で校則を理由に同意がない女子生徒一人に黒染め用のスプレーをかけた事例があった。体罰を準ずる人権侵害にあたるとして県教委と同校などに警告書を提出。一番の問題は本人が嫌がっていて、教員も拒否する態度を人意識していた。教育上許される特別な事情もなく髪を染めてしまうのは法律上体罰に準ずると指摘した。

県教委は警告について「同意があって行われた指導だと認識していたが、意見の食い違いがあるため警告の内容を精査する」とコメントした。

文科省の事務連絡によると、校則は学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものである。校則を生徒が自分のものとして捉え、自主的に守るように指導を行っていく事が重要。最終的には教育に責任を負う校長の権限ではあるが、絶えず積極的に見直さなければならない。

②子どもの権利から考える

子どもの権利も大人と同様に無限定では保障されない。

制約根拠＝「公共の福祉」すべての人権に内在

③校則の法的根拠

校則について定める法令の規定は特にはない。社会通念上、合理的と認められる範囲で校長は校則などにより児童生徒を規律する包括的な機能を持つと解されている。

④学校の責務

学校はせめて校則が

1. 教育のために必要か？
2. 社会通念に照らして合理的範囲か？

この二つを絶えず考え、見直す必要がある。

- 流行の髪型の禁止
- 髪ゴムは黒か茶色
- 下着の色は白
- 整髪料は禁止 など

しかし、そこには子どもの権利として子どもは自分に関係あることについて自由に自分の意見を表す権利を持っている。その意見は子どもの発達に応じて十分に考慮されなければならない。

⑤必要なこと

学校長

校則を社会通念に照らして合理的な内容・範囲であるか常に検証・見直しを行う。

その際子どもが自由に意見を表し、それを学校は尊重する手続きを設ける。

教育委員会

学校側の責務が果たされるよう検証が必要。校則のチェックリストの提出と公表。

「校則改革の本質と地方議員が出来ること」
講師 野田 宏規氏(流山市議会議員)

①なぜ多くの学校でブラック校則が蔓延しているのか

学校の裁量が比較的大きく、事務手続きが規定された教育改革で、日常生活に踏み込まない程度の幅広い規定がされた。1960年代末、学校紛争を契機に管理教育は波及。1980年代、校内暴力などから規定が肥大化した。

②なぜ校則改革には時間がかかるのか

校則規定は各学校長が持っているため、教育委員会が校則を画一化できない。しかし各学校長は校則の画一化を望んでいる。誰もが変えたくても誰も変えられないジレンマが根底にある。

③校則を改善するにはどうすればいいのか

地方議員の役割として

- 校則が不適法な運用となっていないか
 - 児童生徒は自己の意見を表現できているか
 - 児童生徒の権利に関する手続きは透明で公正か 等
- 議論を公にしていく。

校則を増やすのではなく既存ルールを見直して変えていく。